

地方税法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表 (傍線の部分は改正部分)
 第一条による改正 (地方税法施行規則 (昭和二十九年総理府令第二十三号))

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)</p> <p>第十九条 政令附則第十八条の五第一項第一号又は第十三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額は、法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡 (以下この項において「上場株式等の特定譲渡」という。) による事業所得又は雑所得と当該上場株式等の特定譲渡以外の上場株式等の譲渡 (以下この項において「上場株式等の一般譲渡」という。) による事業所得又は雑所得とを区分して当該上場株式等の特定譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該上場株式等の特定譲渡をした日の属する年分の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該上場株式等の特定譲渡と当該上場株式等の一般譲渡の双方に関連して生じた金額 (以下この項において「共通必要経費の額」という。) があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該上場株式</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)</p> <p>第十九条 政令附則第十八条の五第二項第一号又は第十三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額は、法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡 (以下この項において「上場株式等の特定譲渡」という。) による事業所得又は雑所得と当該上場株式等の特定譲渡以外の上場株式等の譲渡 (以下この項において「上場株式等の一般譲渡」という。) による事業所得又は雑所得とを区分して当該上場株式等の特定譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該上場株式等の特定譲渡をした日の属する年分の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該上場株式等の特定譲渡と当該上場株式等の一般譲渡の双方に関連して生じた金額 (以下この項において「共通必要経費の額」という。) があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該上場株式</p>

等の特定譲渡に係る必要経費の額と当該上場株式等の一般譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

2～4 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第二十条 略

2～4 略

5 政令附則第十八条の六第五項第一号又は第二十一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡による事業所得又は雑所得と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して当該特定株式の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該特定株式の譲渡をした日の属する年分の一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該特定株式の譲渡と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡の双方に関連して生じた金額(以下この項において「共通必要経費の額」という。)があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該特定株式の譲渡に係る必要経費の額と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

等の特定譲渡に係る必要経費の額と当該上場株式等の一般譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

2～4 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第二十条 略

2～4 略

5 前条第一項の規定は、政令附則第十八条の六第五項第一号又は第二十一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前条第一項中「上場株式等」とあるのは、「政令附則第十八条の六第五項第一号又は第二十一項第一号に規定する特定株式」と、「当該上場株式等」とあるのは「当該特定株式」と読み替えるものとする。

6
~
8
略

6
~
8
略

附則第三条による改正（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第三十八号））

改 正 後	<p>（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第十条第七項第一号を次のように改める。</p> <p>（後略）</p>
改 正 前	<p>（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第十条第六項第一号を次のように改める。</p> <p>（後略）</p>